

# 電子マニフェストの普及状況と普及促進の取組み

電子マニフェストセンター

## 1 電子マニフェスト普及状況と普及促進の取組み

JWセンターでは、重点普及対象をはじめとする排出事業者及び処理業者に電子マニフェストへの加入を促進することにより、2025年度末において加入者数は35.9万者、年間登録件数は4,720万件の普及を見込んでいます **図1**。

また、電子マニフェストで捕捉する年間の処理委託量は約106,400千t、その内訳は建設業、製造業及び電気・ガス・熱・水道業で約8割を占めています。環境省が推計する産業廃棄物委託処理量160,000千tを分母として算出した捕捉率は67%を見込んでいます **図2**。

引き続きシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、2027年4月に施行される電子マニフェストへの項目追加に向けて説明会を実施するなど、情報提供を強化していきます。

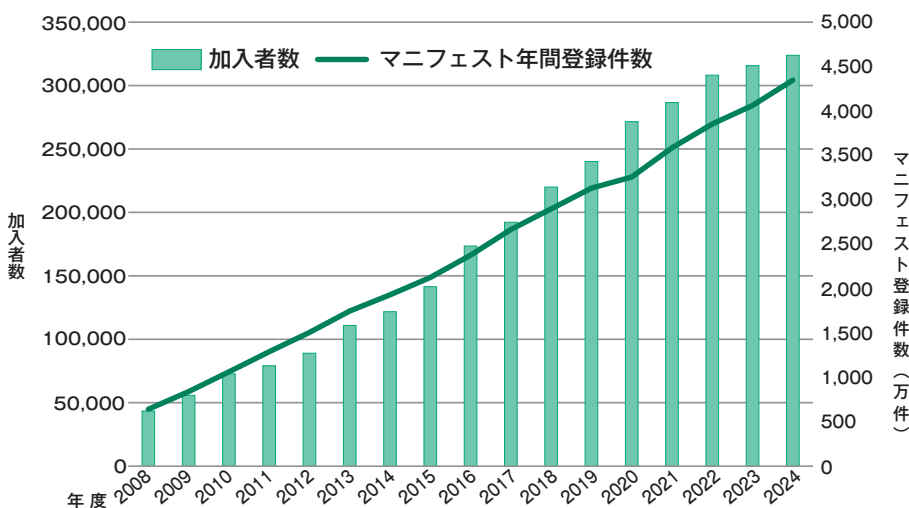


図1 電子マニフェストの加入者と年間登録件数の推移

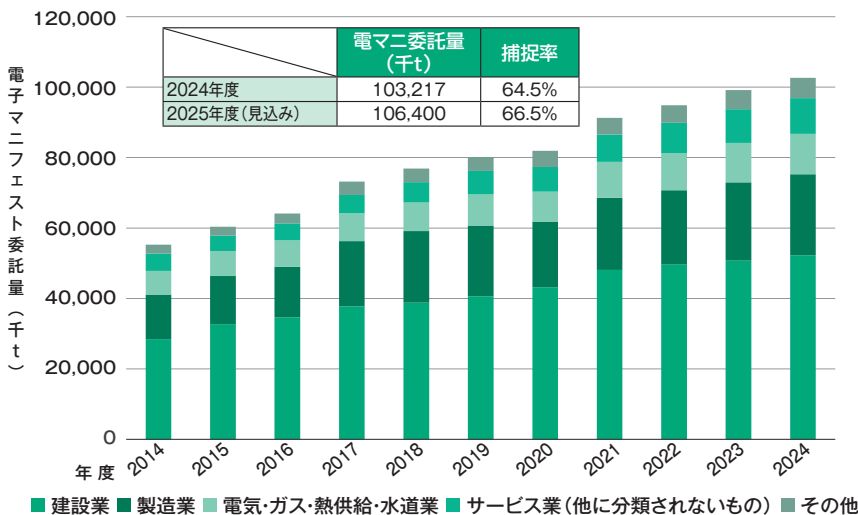


図2 電子マニフェストで把握する業種別委託量の推移

## (1) 重点普及対象への普及活動

- ① 電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図ります。
- ② 国、地方公共団体等が委託する産業廃棄物処理や発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、都道府県等の廃棄物担当部局、公共事業の所管府省、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用を積極的に働きかけます。

## (2) 電子マニフェスト導入に向けた情報提供の充実

電子マニフェストの利用促進に向け、JWNET「電子マニフェストの運用」ページをリニューアルしました。制度やシステムの内容を分かりやすく整理し、動画などの支援情報も充実しています。初めて導入する事業者でも必要な情報にアクセスしやすく、スムーズに電子化へ移行できる構成となっています。

## (3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくために電話やメールによるサポートを行うほか、ホームページの情報を整理・充実させることにより電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の効果的な周知を図ります。

## 2 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムは、電子マニフェストの登録件数が伸び、その処理量が増加する中、2025年度も安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を継続し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

## 3 電子マニフェスト項目追加への対応

2027年4月の廃棄物処理法の改正省令（電子マニフェストへの項目追加）の施行に向けて、対象加入者が円滑に利用できるように資料等を整備するとともに、全国で説明会を実施するなど積極的に情報提供を実施しています **写真**。さらに、項目追加により充実する電子マニフェスト情報を循環型社会形成推進に向けて活用していくための検討を進めます。



**写真** 東京会場（11月10日）の様子：参加者数76名